

令和5年度 特別支援教育就学奨励費制度について

海南市では、特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じて、就学に必要な費用の一部を援助する制度をおこなっています。

なお、特別支援教育就学奨励費とは別に、「就学援助(準要保護)」にも該当する場合は、就学援助(準要保護)が優先され本制度は対象となりません。

◆受給対象となる方

- ・海南海市内の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- ・海南海市内の小・中学校の通常学級に在籍しており、学校教育法施行令第22条の3(下記の表をご参照ください)の障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

◆学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1.知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2.知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1.肢体不自由者の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2.肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1.慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2.身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

◆受給申請方法について

- ・学校を通じて申請書を提出していただきますので、受給を希望される場合は、まず学校へご連絡ください。
- ・申請に伴う書類の提出期日等については、別途学校を通じてお知らせします。

◇◇◇お問い合わせ先◇◇◇

各小学校・中学校

または海南市教育委員会・総務課まで(073-492-3347)